

仕 様 書

1 業務名

デジタル活用による地域活動促進事業企画運営業務

2 業務の目的

スマートフォン（以下、「スマホ」という）実機の操作を中心とする実生活に即した内容の高齢者向けスマホ教室を開催することで、高齢者のデジタル格差を解消するとともに、デジタル技術を活用した地域のまちづくり活動の活性化を図る。

また、屋外を散策しながらウォーキングに関連するアプリ等のコンテンツ体験を行うことで、デジタル技術の利便性を実感してもらうとともに、健康づくりのきっかけをつくる。

3 事業の概要

豊平区内の全9地区において、高齢者を対象とした初心者向けスマホ教室を実施する。

(1) 対象者

豊平区に在住し、地域活動に参加している概ね65歳以上の方で、スマホを所有していない方や、所有しているが操作に不慣れな方。

なお、補助者として親族等1名の同伴も可能とする。

(2) 受講人数

合計90名程度

(3) 内容

受講者が日常生活においてスマホを活用できるようになることを目指し、以下の内容で実施する。

なお、受講者が使用するスマホ端末は受託者が貸与することとする。

ステップ1：集合セミナー①（基礎編）
ステップ2：集合セミナー②（応用編）
オプション(希望制)：携帯ショップ（※）体験教室
ステップ3：屋外セミナー

※携帯ショップ：携帯電話サービスの契約やアフターサービスを扱う携帯電話事

業者の店舗

ア ステップ1：集合セミナー①（基礎編）

(ア) 内容

総務省が実施する「利用者向けデジタル活用支援推進事業（地域連携型）」に準じた内容で、スマホを熟知した講師による実際のスマホ端末を使用した座学による研修を行う。電源の入れ方やボタン操作方法等の基礎をはじめとして、地図アプリ、カメラ、電話などの実生活に即した機能の実機操作をとおして受講者に基本的な操作方法を習得してもらうとともに、スマホの利便性を実感してもらう。

また、座学による研修終了後、受講者からの研修内容に関する質問や受講者個人が所有するスマホ端末に関する質問等に応じる個別相談を行う。

(イ) 研修時間：研修 60 分、個別相談 30 分（合計 90 分）

(ロ) 実施回数：区内全 9 地区において各地区 1 回ずつ実施（計 9 回）

(エ) 受講人数：1 回あたり 10 名程度（合計 90 名程度）

(オ) 会場：豊平区内の各まちづくりセンター、地区会館、地区センター等で、関係各所と調整の上決定する。

イ ステップ2：集合セミナー②（応用編）

(ア) 内容

集合セミナー①と同様に、総務省が実施する「利用者向けデジタル活用支援推進事業（地域連携型）」に準じた内容で、講師による実際のスマホ端末を使用した座学による研修を行う。スマホ実機を使用して集合セミナー①の復習を行うほか、LINE アプリなどの実生活や地域活動に役立つ機能の実機操作を行い、操作方法を習得してもらう。

また、座学による研修終了後、受講者からの研修内容に関する質問や受講者個人が所有するスマホ端末に関する質問等に応じる個別相談を行う。

(イ) 研修時間：研修 60 分、個別相談 30 分（合計 90 分）

(ロ) 実施回数：区内全 9 地区において各地区 1 回ずつ実施（計 9 回）

(エ) 受講人数：1 回あたり 10 名程度（合計 90 名程度）

(オ) 会場：豊平区内の各まちづくりセンター、地区会館、地区センター等で、関係各所と調整の上決定する。

ウ オプション（希望制）：携帯ショップ体験教室

(ア) 内容

受講者が身近な地域のデジタル拠点である携帯ショップを体験することを目的に、希望する受講者に対して受託者が運営等を行う実店舗へ来店する機会を設け、集合セミナーの復習やスマホ操作方法の個別相談等を行う。

(イ) 実施時間：1回あたり45～60分

(ロ) 実施回数：希望する受講者1人あたり1～3回程度。

(ハ) 受講人数：内容に応じて1回あたり1～5名程度。

(ニ) 会場：受託者が運営等を行う市内の携帯ショップ

エ ステップ3：屋外セミナー

(ア) 内容

豊平区民センターでウォーキングや屋外で役立つアプリ等の操作方法を学んだ後、スマホ実機を持って月寒公園へ移動し、月寒公園内を散策しながらコンテンツ体験を行う。雨天時は豊平区民センター内でコンテンツ体験を実施する。

(イ) 実施時間：屋内での操作方法の研修30分、屋外でのコンテンツ体験60分、移動時間やアンケート回答時間等で30分（合計120分）

(ロ) 実施回数：計5回実施

(ハ) 受講人数：1回あたり10～20名程度（合計90名程度）

(ニ) 会場：屋内研修を豊平区民センターで、コンテンツ体験を月寒公園で実施。雨天時は豊平区民センター内でコンテンツ体験を実施。

【住所】豊平区民センター：札幌市豊平区平岸6条10丁目

月寒公園：札幌市豊平区美園11条8丁目1

(4) 実施時期

令和4年8月から11月までの間で、関係各所と調整の上決定する。

また、研修効果を高めるため、受講者が集合セミナー①（基礎編）の受講から、概ね2週間以内に集合セミナー②（応用編）を受講できるよう調整すること。

4 委託内容

上記3に掲げるスマホ教室を実施するにあたり、次に掲げる業務を委託する。

(1) 集合セミナー①（基礎編）及び集合セミナー②（応用編）について

ア 企画・運営

集合セミナー①（基礎編）及び集合セミナー②（応用編）を企画・運営するため、次に掲げる業務を行うこと。なお、具体的なセミナーの内容については、委託者と協議の上決定すること。

- (ア) カリキュラムの作成
- (イ) 受講者の受付及び会場内の案内
- (ウ) セミナー全体の司会進行
- (エ) 会場設営及び撤収（会場レイアウトの作成を含む）
- (オ) 使用する機材等の手配

なお、スクリーンについては委託者にて手配する。

- (カ) 個別相談への対応
- (キ) 受講者アンケートの配布及び回収
- (ク) その他、セミナーを企画・運営するために必要な業務

イ 講師等の選定・手配（旅費、謝礼等を含む）

スマホ操作方法を熟知した講師を選定・手配し、セミナーを実施すること。また、セミナーの途中で受講者に操作方法等のサポートを個別に行うアシスタントを配置することとし、講師又はアシスタント1名が対応する受講者は4名を超えないこと。

ウ セミナー資料の用意及び教材（テキスト）の印刷・配布（印刷費等を含む）

セミナーの内容に適したスライド資料を用意すること。また、受講者に教材（テキスト）を配布すること。

(2) 携帯ショップ体験教室について

ア 会場の確保

携帯ショップ体験教室の会場（受託者が運営等を行う市内の携帯ショップ）を確保すること。なお、会場や備品の使用料は受託者の負担とする。

イ 受講者の日程・会場調整

集合セミナー①（基礎編）又は②（応用編）において、受講者に携帯ショップ体験教室の参加希望日及び希望会場を確認し、日程及び会場を調整・確定の上、受講者に通知すること。

ウ 講師の選定・派遣（旅費・謝礼等を含む）

携帯ショップ体験教室の講師を選定・手配し、教室を実施すること。

(3) 屋外セミナーについて

ア 企画・運営

屋外セミナーを企画・運営するため、次に掲げる業務を行うこと。なお、具体的な内容については、委託者と協議の上決定すること。

(ア) カリキュラムの作成

(イ) 受講者の受付及び屋内研修の会場内の案内

(ウ) セミナー全体の司会進行

(エ) 屋内研修の会場設営及び撤収（会場レイアウトの作成を含む）

(オ) 使用する機材等の手配

なお、屋内研修で使用するスクリーンについては委託者にて手配する。

(キ) コンテンツ体験時における受講者の屋外散策ルートへの案内・誘導

(ク) その他、セミナーを企画・運営するために必要な業務

イ 講師等の選定・手配（旅費、謝礼等を含む）

セミナーに適した講師を選定・手配し、セミナーを実施すること。また、セミナーの途中で受講者に操作方法等のサポートを個別に行うアシスタントを配置することとし、講師又はアシスタント1名が対応する受講者は4名を超えないこと。

ウ セミナー資料の用意及び教材（テキスト）の印刷・配布（印刷費等を含む）

セミナーの内容に適したスライド資料を用意すること。また、受講者に教材（テキスト）を配布すること。

(4) スマホ端末について（集合セミナー①（基礎編）、集合セミナー②（応用編）、携帯ショップ体験教室、屋外セミナーに共通）

ア スマホ端末の調達及び初期設定

スマホ端末について、次に掲げる手配を行うこと。

(ア) スマホ教室で受講者が使用するスマホ端末の必要台数を調達し貸与すること。なお、調達するスマホ端末の機種は問わないが、全数量を同一機種で統一すること。

(イ) スマホ端末の初期アクティベーション、スマホ教室で使用するアプリのインストール及び不要なアプリのアンインストール、インターネットフィルタリン

グのインストール及び設定など、必要な設定を行うこと。

(ウ) キャリア決済の制御

(エ) スマホ端末の管理番号のラベリング

イ 通信費等の負担

受講者が使用するスマホ端末にかかる使用基本料や通信費（回線使用料）等の経費を負担すること。なお、屋外セミナーでは自由散策時においても各受講者がスマホを使用できるように、個々のスマホ端末を単独で使用することを想定した回線を手配すること。

ウ スマホ端末の破損時等の対応

使用するスマホ端末に不具合が生じた場合や、スマホ端末が破損・故障した場合は、受託者が予備機との交換を行うこと。なお、破損等のあったスマホ端末の修理等の対応については、協議の上決定するものとする。

(5) その他

次に掲げる業務については、原則として委託者が行う。

- ・受講者の募集・決定及び受講決定通知の送付（携帯ショップ体験教室の通知を除く）
- ・集合セミナーの会場及び屋外セミナーにおける研修会場の確保。ただし、受託者は会場レイアウトを作成の上、会場設営及び撤収を行うこと。
- ・屋外セミナーにおける月寒公園の利用申請
- ・受講者アンケートの作成及び集計

5 履行期間

契約締結日から令和4年11月30日（水）まで

6 履行検査

受託者は、業務完了後速やかに所定の完了届を提出し、委託者の検査を受けて合格しなければならない。

7 個人情報の保護について

受託者は、業務の遂行に当たって個人情報を取り扱う際は、別添1「個人情報取

扱注意事項」を遵守し、適正に取り扱うこと。

8 環境への配慮について

本業務においては、環境法令を遵守するとともに、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、別添2「環境への配慮について」に従い環境負荷低減に努めること。

9 その他事項

- (1) スマホ教室の内容、進め方等、業務の遂行にあたっては、委託者と十分に打ち合わせを行うこと。疑義が生じた場合は、委託者の指示を受けること。また、この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上で決定する。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らさないこと。
- (3) 受託者は、受講者から受講料、その他いかなる名目であっても、料金を徴収することはできない。
- (4) 受託者は、自社の営業活動とみなされる行為を厳に慎むこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染症について、各種感染予防対策ガイドライン等を参考に十分な感染予防及び感染拡大防止策を講じること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、本業務を中止又は延期する可能性があることに留意すること。なお、その場合の費用負担については、委託者と受託者の双方協議のうえ決定する。

10 委託者担当

札幌市豊平区市民部地域振興課まちづくり調整担当係 担当：武井、寺島

住所：〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区民センター1階

電話：011-822-2427 FAX：011-822-9357

【個人情報取扱注意事項】

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第 1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第 3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第 4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第 5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第 6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第 7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うもの

とする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

【環境への配慮について】

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- 1 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- 2 ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- 3 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- 4 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- 5 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。